

——初めて予防行政に携わる人と
もう一步広い知識を求めている人のために——

地下街と準地下街

消防法令研究会

前回は「建築物の地階」について整理してみたが、建築基準法にも消防法にも、これとは別に「地下街」という規制対象があり、消防法にはさらにいわゆる「準地下街」というものもあって、建築物の地階よりさらに厳しい規制が行われている。
今回は、この地下街や準地下街について見てみよう。

「地下街」、「準地下街」とは何か

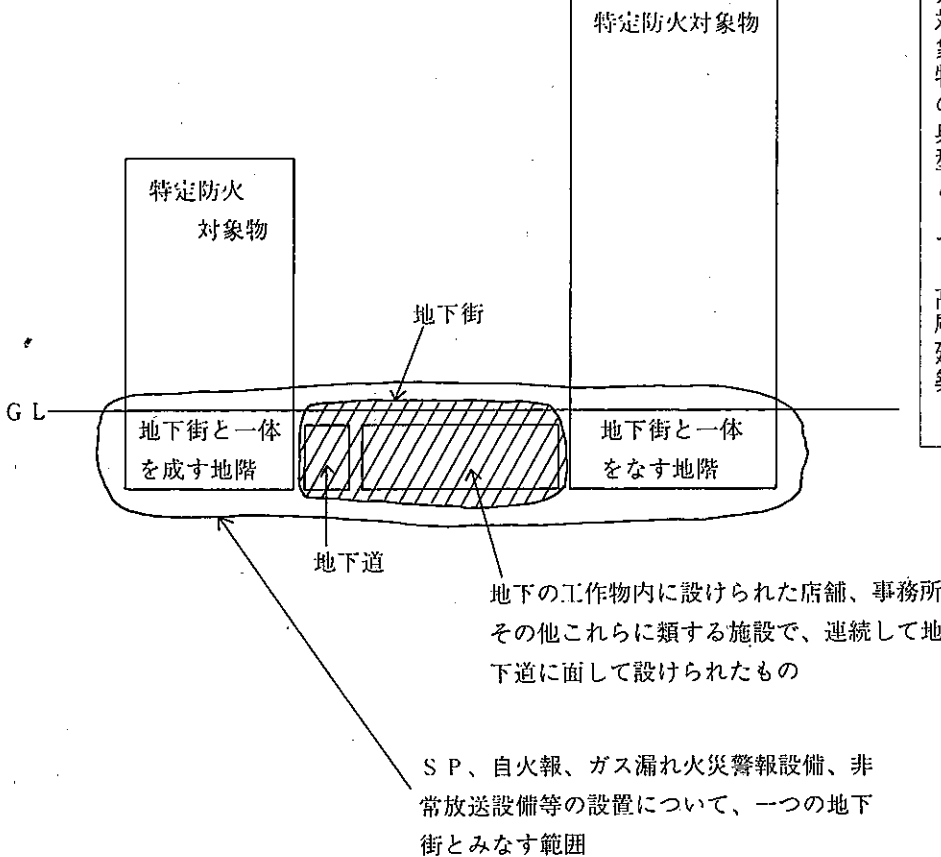
地下街について整理するに当たって、混乱を避けるために、「地下街」の定義についてまず整理しておこう。消防法では

「地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。(消防法八条の二第一項)

と定義されており、消防法施行令別表第一(十六の二)項として位置づけられていることにご存知のとおりである(図1)。建築物の地階の中には「〇〇地下街」などと称しているものもあるが、消防法上の「地下街」には該当しないこととされている。なお、「地下街」の数は、平成六年三月現在

全国で六三対象である(消防白書)。この「地下街」という概念は、消防法に当初からあったものではなく、昭和四〇年代に全国の駅前広場の地下などに続々と地下街が建設され、その防災上の危険性が問題とされていたことを受けて、昭和四三年六月の消防法の改正により、共同防火管理を行うべき防火対象物の典型として、「高層建築

図1 地下街



地才地」, 且三川の衆人一一を地味

地味の才地を地味才地

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地(地味才地)は、三川の衆人一一を地味

地味才地を地味才地

